

社会福祉法人柏原市社会福祉協議会
「柏原ふれあい広場」実行委員会舞台参加規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会「柏原ふれあい広場」(以下「ふれあい広場」という。)において、個人および団体から舞台参加を募ることで地域住民の交流と福祉意識の高揚、ボランティア活動の推進を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(参加条件)

第2条 舞台参加ができる個人及び団体とは、次に掲げる条件のもので、社会福祉法人柏原市社会福祉協議会「柏原ふれあい広場」実行委員会(以下、「実行委員会」という。)が認めたものとする。

- (1) 柏原市社会福祉協議会の組織構成会員
- (2) ボランティア・市民活動センターに登録している個人および団体
- (3) 柏原市内に拠点をおく福祉団体
- (4) 柏原ふれあい広場の協力団体
- (5) 実行委員会が主催する説明会に出席できる個人および団体
- (6) 舞台参加にかかる備品を会場まで持参できる個人及び団体
- (7) その他、申込み不受理に該当しない個人および団体

(募集方法)

第3条 舞台参加の募集方法は、実行委員会で当該年度の開催趣旨等が決定したのち、社協かしわら及び市広報、ホームページ等により、広く情報発信するものとする。

(申込受付)

第4条 舞台参加の申込みをしようとする者は、実行委員会事務局に、「舞台参加申込書」(様式第1号)を提出するものとする。

(申込受付期間)

第5条 舞台参加の申込受付期間は実行委員会により定める。

(参加の決定)

第6条 舞台参加申込書を受理した後は、実行委員会に諮り、結果を「舞台参加結果通知書」(様式第2号)にて通知する。

2 実行委員会は、舞台参加の決定を実行委員長に委任することができる。

(費用負担)

第7条 舞台参加の申込費用は無料とする。ただし、次に掲げるものについては、参加する個人及び団体の負担とする。

- (1) 舞台参加にかかる備品（音響・音源等）
- (2) ふれあい広場参加にかかるボランティア活動保険

(不受理要件)

第8条 この規程において、舞台参加の申込み不受理要件とは次のいずれかに該当するものとする。

- (1) ふれあい広場の趣旨に反するもの、品位を傷つけ又は正しい理解を妨げるおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの柏原市暴力団排除条例（柏原市条例第27号）第2条第7号及び第8号に規定するもの
- (4) 物品販売、チラシの配布等の営利を目的とするおそれがあるもの
- (5) その他、実行委員会が不適當と判断するもの

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は実行委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年9月26日から施行する。